

長崎労働局発表

平成24年9月7日(金)

長崎労働局 健康安全課

健康安全課長 井上 健司

健康安全主任 都築 明

電話 095-801-0032(直通)

長崎労働局長が清掃事業における労働災害防止を要請

- 長崎市内で発生した清掃業における死亡災害を受けて -

長崎労働局(局長 中原 正裕)は、本年5月及び8月に長崎市内で発生したごみ等収集作業中における死亡災害の発生を受け、今後の同作業における重篤災害の撲滅及び清掃事業における労働災害の発生に歯止めをかけるため、県内465社の一般廃棄物運搬収集許可業者あて、別紙により、ごみ等収集作業による労働災害防止対策の徹底を呼びかけました。

また、一般廃棄物運搬収集業者の許可を行っている県内13市8町に対しても職員及び委託・許可業者へ、ごみ等収集作業を行わせるに当たって、安全な作業体制の確立と法令等安全ルールの順守に向けた指導及び安全教育の実施について、更なる徹底を要請しました。

県内の清掃事業においては、本年度2件の死亡災害が発生している(昨年は0件)ほか、休業4日以上¹の労働災害も、平成21年55件、平成22年52件、平成23年51件と高止まりの状況にあり、本年8月末現在での発生状況も36件で昨年同期より2件増加しています。

長崎労働局では、今後とも労働災害の防止に向け各種対策に取り組んで参ります。

一般廃棄物収集運搬業事業主 殿

厚生労働省 長崎労働局長

ごみ等収集作業による労働災害防止対策の徹底について

初秋の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働災害防止対策をはじめ労働行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県内における労働災害については長期的には減少傾向にありますが、近年はその減少幅が鈍化しており、死亡災害にあつては過去10年間20件前後で推移し、減少に至っていません。

また、清掃事業にあつては昨年51件の労働災害が発生し、本年7月末現在では既に28件発生しており、昨年同期と同数の発生となっています。

このような状況の中、本年5月25日には、機械式ごみ収集車の回転板に作業中の労働者が巻込まれ死亡、8月9日には、バキューム車後方ステップから労働者が転落し、後退してきた当該車両に轢かれ死亡するという痛ましい労働災害が発生しました。

つきましては、労働安全衛生法、道路交通法及びその他関係法令等を遵守するとともに、別紙、災害事例による再発防止対策及び下記事項に係る安全衛生管理を徹底し、労働者一人ひとりが安全な作業手順に従った作業を行うことにより、一層の労働災害防止対策と重篤災害の撲滅にご協力ください。

記

- 1 経営トップが安全第一を再認識し、労働者の安全意識の高揚を図るため、安全衛生に関する所信を明らかにするとともに、現場の安全管理状況を把握すること
- 2 安全管理者又は安全衛生推進者等を選任し、その職務を励行させること
- 3 ごみ収集車については、安全指導基準に適合しているものを使用すること
- 4 ごみ収集車等については、定期自主検査等（年次、月次、作業開始前）を行うこと
- 5 安全な作業手順を記載した、安全作業マニュアルを作成し、関係者へ周知すること
- 6 雇入れ時安全教育を確実に実施し、定期的に安全教育を実施すること
- 7 作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して「清掃業における職長等教育に準じた教育」を実施すること
- 8 労働安全衛生マネジメントシステムやリスクアセスメントを導入すること

具体的な対策は、平成5年3月2日付「清掃事業における労働災害の防止について」及び「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>)を参照下さい。

ゴミ収集車の回転板に巻き込まれて死亡

災害発生状況

被災者は廃棄物収集のため機械式ゴミ収集車を運転して客先に赴き作業を行っていた(単独作業)。
遅れて、同僚労働者が別の廃棄物収集作業のために当該場所に到着し、無人の状態稼働するゴミ収集車を発見した。
状況を不審に思いゴミ投入口を覗き込むと、回転板の奥に被災者を発見した。
発見時、回転板は連続動作状態であった。



原因

- ① 作業装置の積込動作を連続動作で行っていたこと。
 - ② 作業装置の積込動作を連続動作で稼働させていたにもかかわらず、光電管等を用いた安全装置(停止装置)を設けていなかったこと。
- (昭和62年2月13日「機械式ゴミ収集車による労働災害の防止対策の強化について」)

対策

- ① 積込作業を行うときは、回転板の作業装置は原則として1サイクル停止動作で行うこと。
 - ② 連続動作で積込作業を行うときは、次のいずれかの方法により行わせること。
 - ◎ 光電管等を用いた安全装置を設けること。
 - ◎ ごみ投入口の両端に各1個及びごみ投入口のどの位置においても作動させることができる緊急停止装置を設け、作業には安全管理要綱に定めた安全教育を受けた者を就かせること。
- (昭和62年2月13日「機械式ゴミ収集車の構造等に関する安全指導基準」及び「機械式ゴミ収集車に係る安全管理要綱」)

バキューム車の後方に乗りバックで走行中に転落し、轢かれて死亡

災害発生状況

し尿収集作業において、し尿収集車の後部ステップに被災労働者を立ち乗せさせ、バック走行で車両を移動させていたところ、ステップに乗っていた労働者が転落し、バック走行中の当該し尿収集車に轢かれ死亡した。



原因

- ① 車両の後部に労働者を乗せたまま走行したこと。
- ② 収集作業に係る安全作業手順書が作成されていないこと。
- ③ 作業員への安全教育を行っていないこと。

対策

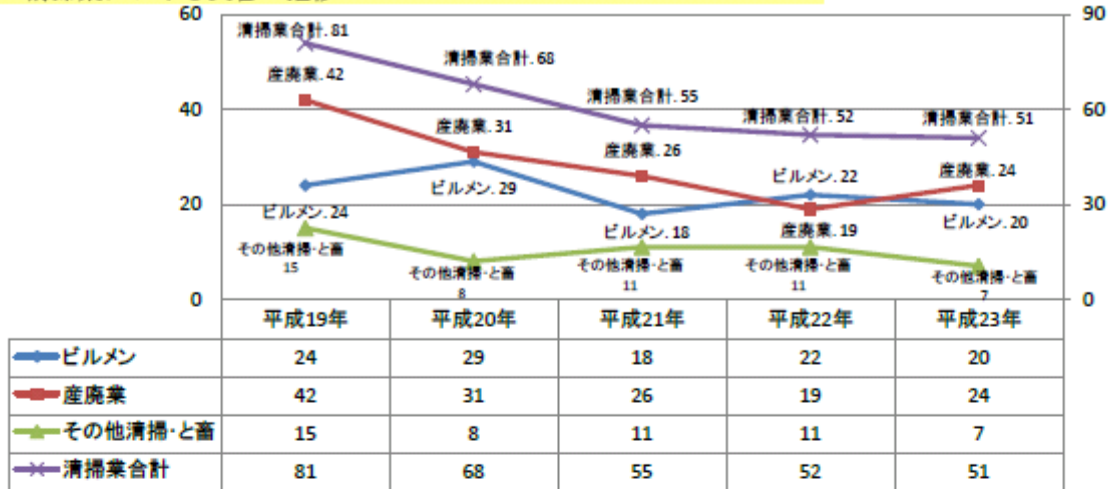
- ① 車両の搭乗席以外に労働者を乗せて走行しないこと。
- ② 安全な作業を行うための作業手順を作成すること。
- ③ 作業員従事者に対し安全衛生教育を実施すること。

※平成5年3月2日「清掃事業における労働災害の防止について」及び「清掃事業者における安全衛生管理要綱」を参照下さい。

「清掃事業者における安全衛生管理要綱」において、安全衛生教育の実施、及び安全衛生作業基準の確立のための実施事項が示されています。

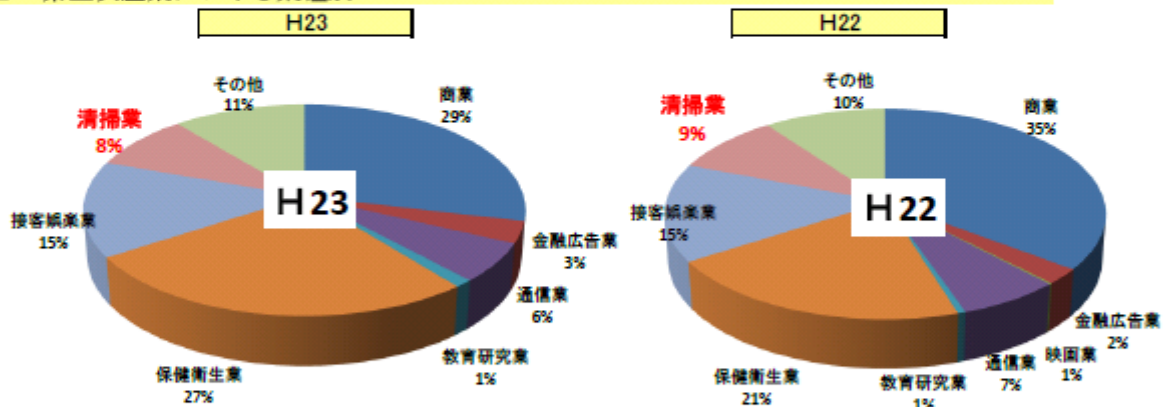
【清掃業】における災害統計（長崎県内発生）

1 清掃業における災害の推移



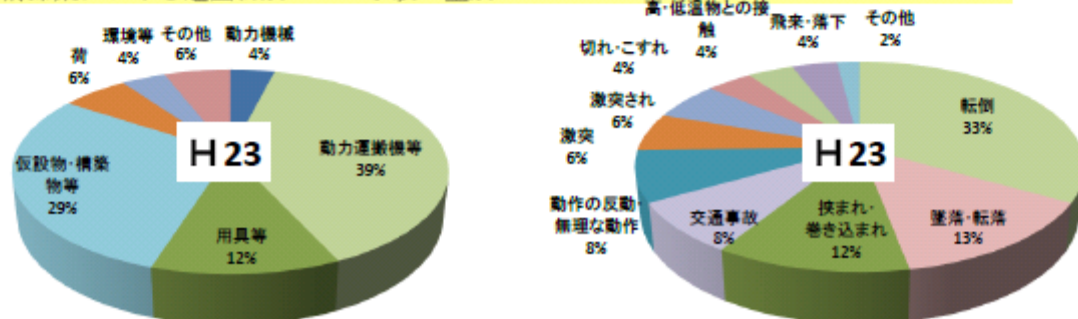
ビルメンメンテナンス業：災害の減少は認められず、ほぼ横ばい状況で推移している
 産業廃棄物処理業：減少傾向にあるものの、近年は、20件前後で推移している
 その他清掃・と畜業：ビルメン及び産業廃棄物を除く清掃業・と畜業

2 第三次産業における業種別



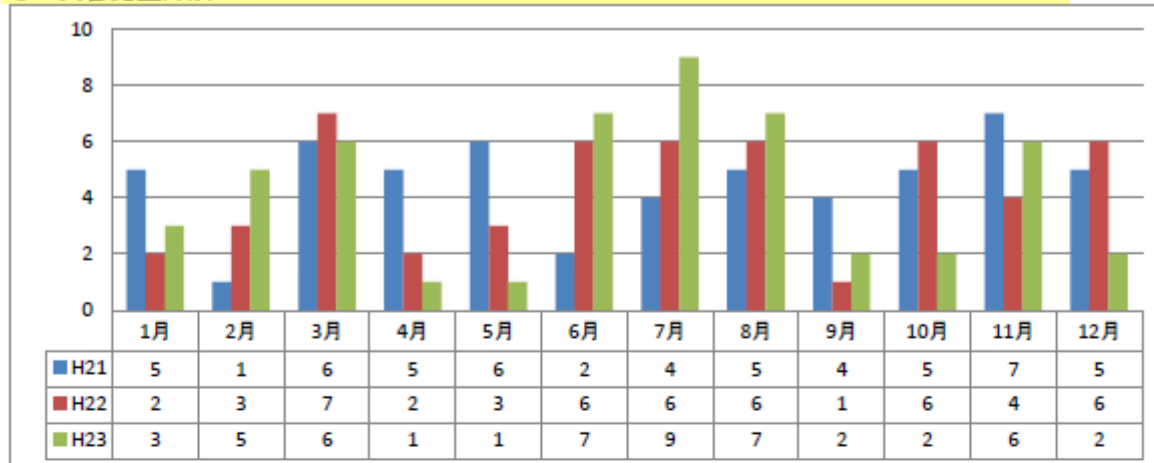
第3次産業における清掃業の災害発生の割合は、約1割程度であるが、災害発生率（年千人率）では、39.23と建設業（34.24）や製造業（22.43）より高い発生率となっている

3 清掃業における起因物別・事故の型別



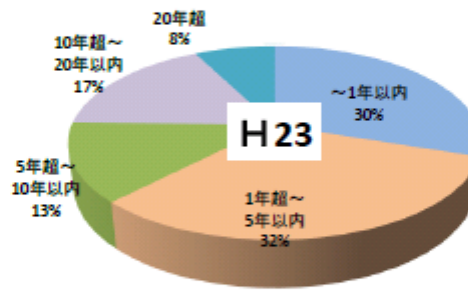
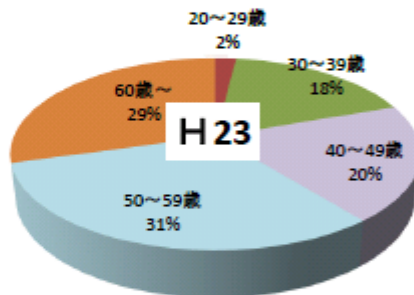
起因物別では、動力運搬機が起因する災害が約4割を占め、最も多い事故の型では、転倒災害が最も多く3割を占めている

4 災害発生月別



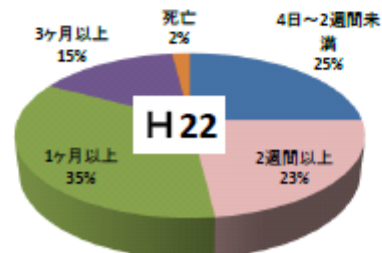
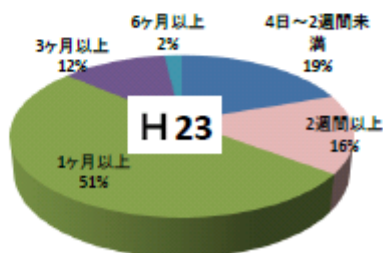
3年間の発生月別で見ると、特に3月、7月、8月において多発傾向にある。

5 年齢別 ・ 経験年数別



年齢別においては、50歳以上の労働者において多発している
経験年数別では、経験が浅い者における災害が多い

6 災害の程度(休業日数)別



災害の程度別で見ると1ヶ月以上3ヶ月未満の休業災害が最も多い
死亡災害については、平成21年 1件、平成22年 1件発生している
なお、平成24年においては、8月末現在、既に死亡災害が2件発生している